

寒川町告示第22号

寒川町長の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和7年3月14日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町長の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示

寒川町長の資産等の公開に関する規程（平成8年寒川町告示第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「総務部総務課」を「町長室秘書担当」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

寒川町長の資産等の公開に関する規程新旧対照表

現 行	改 正 案
(閱 覧 請 求 の 手 続) 第2条 (略) 2 規則第10条第2項に規定する閲覧する 場所は、 <u>総務部総務課</u> とする。	(閱 覧 請 求 の 手 続) 第2条 (略) 2 規則第10条第2項に規定する閲覧する 場所は、 <u>町長室秘書担当</u> とする。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。